

八尾市告示第244号

八尾市立認定こども園整備にともなう備品購入について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月4日

八尾市長 田 中 誠 太

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市立認定こども園整備にともなう備品購入
- (2) 物品名及び数量 仕様書に定めるとおり。
- (3) 納入場所 仕様書に定めるとおり。
- (4) 納入期限 仕様書に定めるとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成28・29・30年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）〔平成30年度追加受付分含む〕において、取扱業種が大分類「オフィス家具」又は「教材」で登録されていること。
- (2) 平成15年4月1日以降に、官公庁・公社等の発注したオフィス家具（木製家具、スチール家具、園児用家具等）を元請として納入を行った実績を3件以上有していること。
- (3) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る物品の納入に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

(4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <http://www.city.yao.osaka.jp/>

八尾市ホームページの「事業者の方へ」－「入札／契約」－「入札関係情報（物品、委託・役務等）」に掲載

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 納入実績調書及びこれを証明する契約書の写し等

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 平成30年6月5日から同月11日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

6 入札参加資格審査の結果通知

平成30年6月12日に電子メールにより通知する。

7 入札関係等の資料配布の日時及び場所

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、平成

30年6月12日午後1時から午後5時までに電子メールにより配布する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、事前に受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 平成30年6月12日から同月20日午後5時まで

イ 問合せ先 八尾市こども未来部こども政策課

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-0613（直通）

- (2) 質問に対する回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して平成30年6月29日正午以降に電子メールにより通知する。

9 同等品申請

- (1) 仕様書別添備品一覧表に記載する参考品番以外の同等品の納入を予定する者は、当該納入予定の製品が同等品であることの確認を受けなければならない。この場合において、その者は、事前に電話連絡の上、同等品申請書及び同等品申請一覧表に当該製品のカタログ等を添えたものをこども政策課まで持参し、提出すること。また、併せて、電子メールにより同等品申請一覧表（カタログ等を除く。）を提出すること。

ア 同等品申請期間 平成30年6月12日から同月20日午後5時まで

イ 提出先 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市こども未来部こども政策課

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-0613（直通）

- (2) 同等品申請に係る製品及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して平成30年6月29日正午以降に電子メールにより行うこととする。

10 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、指名停止措置、

入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

- (2) 入札参加資格審査申請受付期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

11 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

12 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条の各号の1に該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

13 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年7月10日（火）午後2時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

14 入札の中止

- (1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。
- (2) その他やむを得ない事由によるとき。

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると本市が判断したときは、落札者とならないことがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじに

より落札者を決定する。

16 契約の締結

- (1) 契約の締結については、市議会の議決を要するので、市議会の議決があるまでの期間は仮契約とし、議決後において本契約となる。
- (2) 開札日から本契約の契約締結日までの間において、落札者が指名停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、落札者については仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することがある。この場合において、本市は一切の責めを負わず、落札者が前記12に定める入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 入札の無効

規則第111条の各号の1又は建設工事等競争入札心得第7条の各号の1に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

18 契約保証金

契約保証金として落札金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、規則第122条の各号の1に該当するときは、契約保証金を免除する。

19 その他

入札参加人数は、1業者1人とする。なお、入札参加者は、入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

20 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

電話 072-924-3828 (直通)

F A X 072-996-1993